

一般社団法人栃木県バスケットボール協会
平成30年度 定時代議員会 議事録

日時:平成30年6月30日(土)10:00～

場所:TKCいちごアリーナ大会議室

1 開会:専務理事

2 あいさつ:会長

- 熱い中の出席に感謝する。
- 法人化して2年が経ち、慣れてきた感がある。
- JBAの改革が早くなかなか追いつかないが、ガバナンスの強化に努めていきたい。
- 慎重審議をお願いする。

3 定足数について:代議員総数53名、出席者数7名、委任状38名

4 議長について:定款第26条により議長は会長とする。

5 議事録署名人:旧クラブ連 森田和典 氏 と 旧家庭婦人連 齋藤宣子 氏

6 審議事項

第1号議案:平成29年度事業報告について

専務理事:資料-1・2・3について説明

—承認される—

第2号議案:平成29年度収支決算書(案)について

財部部長:資料-4について説明

○経常収益計は38,879,669円、経常費用計は39,905,032円となり、1,025,363円の赤字。

○正味財産期末残高は3,446,854円となった。

監査報告:荻 監事(資料-5)

○事業報告との監査結果は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示している。

また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。

○計算書類及びその付属明細書は、法人の財産目録及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示していると認められる。

—承認される—

第3号議案:定款の改定について

専務理事:資料-6について説明

○当協会の目的とする業務の追加、JBAの定款の改定、社会人連盟の設立、JBAの登録制度の変更により定款の改定が必要となる。

○改定箇所の説明(第3条2項、第4条、第7条、第52条、附則)

—承認される(2/3以上の賛成により)—

第4号議案:定款細則(代議員及び代議員会規則)の改定について

専務理事:資料-7について説明

○定款の改定に伴い、代議員数に変更が生じるため 定款細則(代議員及び代議員会規則)の改定をする必要がある

○改定箇所の説明(規則第2条、附則)

—承認される(2/3以上の賛成により)—

第5号議案:定款細則(役員等及び理事会規則)の改定について

専務理事:資料-8について説明

○組織の改編及び第77回国体の準備に係る特任副会長の任命のため定款細則(役員等及び理事会規則)の改定をする必要がある

○改定箇所の説明(規則2条2項、3条2項、附則)

—承認される(2/3以上の賛成により)—

第6号議案:平成30・31年度代議員の選任について

専務理事:資料-9について説明

- 役員改選の年に当たり、関係連盟、委員会、団体等に代議員の推薦をお願いした。
- 推薦いただいた方々を、代議員として選任したい
—承認される—

第7号議案:平成30・31年度理事の選任について

議長:○定款第33条により、「理事は、当法人の代議員の中から選任する」となっている。
○どのようにしたらよいか。

代議員:代議員から意見なし

議長:執行部案を提示してよいか伺う。

代議員:賛成多数

議長:事務局に執行部案を提示させる。

専務理事:資料を配り説明

- 幹部会を開き原案を作成した。その際に、理事の数を減らした 27→20
- 第77回国体に向け、U16の強化を図るため、特任理事を2名選任した。

議長:意見を伺う

議長:採決をする(採決は、理事一人ひとり採決する)

—全員 承認される—

第8号議案:平成30・31年度の協会役員について

議長:○当協会の会長、副会長、専務理事、常務理事は、定款第34条2項により「会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める」となっている。

○ここで、新理事による臨時理事会を招集して役員について審議することにする。

○その間、休憩とする(約10分ぐらい)

臨時理事会(新理事):ロビーに召集して、幹部会案を提示して審議する。

再開後

議長:理事会案を発表させる。

専務理事:理事会案を配り説明

○改定した理事会規則により、特任副会長2名を選任した。

—承認される—

第9号議案:その他として

財務部:○法人化3年目を迎え、予算執行上、旅費規程、役員の日当、会議費等の見直しをしたい。

○代議員会で提示しなかったが、まだ、資料がまとまっていない。

○今後、まとまり次第理事会に諮り、決定次第執行してよいか諮りたい。

—承認される—

7 報告事項

(1)平成30年度事業計画について

専務理事:資料-10について説明

○3/27に開催された平成29年度第7回理事会において承認されたものである。

(2)平成30年度収支予算について

財務部長:資料-11について説明

○新登録制度の導入により、登録費収入が減っている。

○JBAの振興費はD-fundの事業費補助により増えている。

○経常費用計からすると、会費収入600万円が入らないと大幅な赤字となる。

○現在、プレックス営業と企業協賛金収入獲得に努めている。

(3) 協会組織改編について

専務理事：資料-12について説明

- 管理部内に、77回国体準備委員会を立ち上げていく。
- 競技会委員会、ユース育成委員会、アンダーカテゴリー部会等設置しなければならない組織がある。
- 中体連、高体連は協力団体という位置づけになる。

(4) その他

小山市協会：○今年度、Wリーグ、関東学生リーグ(男子・女子)の開催がある。

議長：代議員会議長の任を解く。

8 その他

(1) 3×3の普及について

- エグゼブティブやFIBAワールドツアーなどに協力してきたが、これからは積極的に介入していき、栃バ協主催のイベントを企画・実施して普及を図る。
- 県内の競技者のデータを管理して、情報等の提供に努めたい。

9 閉会：副会長(上野)

- 慎重審議ありがとうございます。
- 賛助会の入会についても協力願う。
- 強化に特化した特任理事について、少年種別の強化を図るため選任したので理解と協力を願う。